

柏崎市
中学校部活動
及び地域クラブガイドライン

令和8（2026）年1月22日 施行

目次

柏崎市中学校部活動及び地域クラブガイドライン策定の趣旨	1
--	---

第Ⅰ章 学校部活動

1 部活動の意義	2
2 部活動の位置付け	2
3 部活動の基本方針	2
4 適切な休養日や活動時間の設定	2
(1) 休養日の設定	
(2) 活動時間の設定	
5 適切な部活動指導	3
(1) 適切な部活動指導の実施	
(2) 効果的な指導に向けて	
(3) 体罰・ハラスメント等の禁止	
6 部活動を支える環境整備の推進	4
(1) 学校規模に応じた部活動の設置	
(2) 複数顧問制による運営（事故等の未然防止と不測の事態への対応）	
(3) 部活動指導員及び外部指導者等の活用	
(4) 参加する大会やコンクール等の精選	
(5) 保護者の理解と協力	
(6) 地域スポーツ団体や文化芸術等の関係団体との連携	
(7) 事故の未然防止に向けて	
7 活動計画及び活動実績の作成と報告	5
(1) 年間活動計画・月間活動計画及び活動実績等の作成	
(2) 活動実績の報告	

第Ⅱ章 地域クラブ活動

1 地域展開の目的	6
2 実施に向けた方針	6
3 地域クラブ（スポーツ・文化芸術）の活動概要	6
4 地域クラブ実施状況	7
5 地域クラブの要件	7
6 地域クラブの認定	7
7 地域クラブ活動の原則	7
8 地域クラブ活動の基準	7
9 地域クラブ活動の計画的な実施	8
10 地域クラブの規模の調整	8

柏崎市中学校部活動ガイドライン及び地域クラブガイドライン策定の趣旨

以下、令和7（2025）年12月制定文部科学省「部活動改革及び地域クラブの推進等に関する総合的なガイドライン」や、平成31年4月制定「柏崎市中学校部活動ガイドライン」から参考引用

令和4（2022）年12月にスポーツ庁と文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示された。その中では、「少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要がある、と記されている。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要」と示されている。

また、当市教育委員会が平成30（2018）年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定した。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が提示された。

当市でも、部活動を地域に展開する方針のもと、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備することとした。

このことから平成31（2019）年4月制定の「柏崎市立中学校部活動ガイドライン」を一部修正するとともに、新たに当市における地域クラブガイドラインを作成、これらを併せ策定した。

要旨

当市では、生徒の健全な育ちと人格の完成を目指し、学校部活動（運動部、文化部）の運営について、今後も学校・地域・各種団体が一緒になって考え、適正化を図ります。

この中では、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させるため、令和8（2026）年度から、休日の地域クラブ本格実施を行い、その後、準備ができた種目から平日の一体化も図ることとした「柏崎市部活動及び地域クラブガイドライン」を策定しました。

令和8（2026）年1月

第Ⅰ章 学校部活動

1 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことのできる部活動は、非常に教育効果の高い活動です。大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいと考えます。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえます。このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっています。

しかし、第Ⅱ章で述べる、少子化を含む社会情勢の変化や教職員の超過勤務時間が社会課題となっている中、部活動は原則、平日のみとして実施していくこととします。

2 部活動の位置付け

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において以下のように位置付けられています。

○中学校学習指導要領（平成29年3月）（抜粋）

第1章総則第5 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

3 部活動の基本方針

「新潟県部活動の在り方に係る方針」では、基本方針を「生徒にとっても教員にとっても魅力ある部活動」としています。この方針に基づき、当市においても次の視点から取組を進め、その実現を図ります。

○ 生徒の視点から

「バランスのとれた健全な成長の確保」と「自主的、自発的な参加による部活動」

○ 教員の視点から

「ワーク・ライフ・バランスの実現」

4 適切な休養日や活動時間の設定基準

「新潟県部活動の在り方に係る方針」に則り、かつ、医科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ、文化活動時間に関する研究を踏まえた基準を参考とするとともに、柏崎市の実態を考慮しながら、以下のとおりとします。

(1) 休養日の設定

週当たり1日以上 of 休養日を設ける。

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くても平日2時間とする。

- ・練習は長くても2時間程度、できれば勤務時間内で行うことも検討することとし、長期休業期間中（平日）の練習は3時間程度で練習を終えることを原則とする。

※練習時間とは、用具の準備時間及び片付け時間を含む。

※大会や練習試合等は除くこととする。

5 適切な部活動指導

(1) 適切な部活動指導の実施

- ・学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる指導を行う。
- ・勝つことを重視するあまり、過重な練習を強いることなどがないようにする。
- ・生徒の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためバランスのある指導を行う。
- ・生徒のニーズが多様であることを踏まえ、強制的な入部を避けながら活動運営の工夫を行う。

(2) 効果的な指導に向けて

- ・一方的な方針ではなく、生徒との意見交換等を通じてニーズや意見を把握し、生徒の健全な育ちと人格の完成を目指して各活動の目標、指導の方針を検討し設定する。
- ・生徒が自分の目標や課題、自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定し、理解して、その達成、解決に向けて主体的に取り組む力を育成する。
- ・生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢等について、筋道を立てて話し合う場を設定し、目標達成や課題解決に向けて自立して取り組む力を育成する。
- ・部活動が生徒にとって総合的な人間形成の場となるよう、幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付け、それらを向上させる。
- ・生徒の目標達成に向け、科学的・効果的な練習方法を積極的に導入し、短時間で効果が得られる活動を実施する。

(3) 体罰・ハラスメント等の禁止

- ・いかなる理由があっても、指導における体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。また、体罰を行わない取組を学校全体で行う。
- ・生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（ハラスメント）は、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり決して許されないものであるとの自覚をもち指導にあたる。
- ・個人情報の取扱については、漏洩等がないよう学校の規則に則り適切に管理する。

6 部活動を支える環境整備の推進

(1) 学校規模に応じた部活動の設置

ア 学校に設置する部

- ・校長は各部において複数顧問による運営が可能となるよう努める。
- ・学校規模や生徒の実情を考慮して、設置部活動の精選を行う。

イ 設置する部の選定

- ・校長は、生徒のニーズや意見の把握に努め、保護者の意見や地域の実態、各種団体等との連携を考慮し、設置する部を選定する。

(2) 複数顧問制による運営

- ・校長は、生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な部活動を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。
- ・教員の数、校務分担の状況等、学校の実態に応じて、部活動指導員等の外部指導者を活用する。
- ・校長は、複数の顧問を配置して、交替で指導できる体制を作る。

(3) 部活動指導員及び外部指導者等の活用

- ・部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動であることから、部活動指導員及び外部指導者等の協力を得る場合には、相互に十分な調整を行い、情報を共有することが必要である。(学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等)
- ・教育委員会は、生徒や教員の数、校務分担の状況といった学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員及び外部指導者等を任用し、学校に配置するよう努める。
- ・学校教育の一環として行う部活動の部活動指導員及び外部指導者等は、生徒に直接指導する立場であることから、適切な資質を有する者とする。

(4) 保護者の理解と協力

- ・学校は保護者に対し、部活動の意義や学校としての考え、顧問としての指導に関する基本方針を明確にする。
- ・学校は練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。
- ・保護者は部活動の意義や目的等を理解し、学校の活動方針を受けて生徒の健全な育成と自主的、自発的な部活動の充実を支援する。

(5) 地域スポーツ団体や文化芸術等の関係団体との連携

- ・学校は地域のスポーツ団体や文化芸術等の関係団体と連携し、地域における活動環境整備の推進を図る。
- ・地域は学校における部活動ガイドラインの趣旨を理解し、学校と連携を取りながら、地域における活動環境の充実を図る。

(6) 事故の未然防止に向けて

- ・緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。
- ・救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について理解を深める取組を推進する。
- ・施設設備、用具等の定期的な安全確認を徹底する。
- ・保健調査票や健康診断の結果、保護者からの情報提供等により、生徒の健康状態を事前に把握する。
- ・生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

7 活動計画及び活動実績の作成と報告

(1) 年間活動計画・月間活動計画及び活動実績等の作成

- ・校長は、学校設置者の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定・公表するとともに、その運用を徹底し、担当教職員の業務管理を適切に行う。
- ・部活動顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 活動実績の報告

- ・校長は、設置する部活動の活動日数・活動時間等について月ごとに集計し、教育委員会に報告する。
- ・教育委員会は、各校の報告に基づき指導・助言を行う。

8 今後の取組の方針

- ・国や県の動向を注視しながら、柏崎刈羽中学校体育連盟や競技団体等と連携し部活動の在り方について検討する。
- ・部活動指導者研修会を実施する等、部活動の適正化に向けた情報提供を行う場を設定する。

第Ⅱ章 地域クラブ活動 令和8（2026）年度から、休日のみ本格実施

令和8（2026）年度 柏崎市・刈羽村 地域クラブ推進計画より一度部抜粋

1 地域クラブの目的

- (1) 生徒数が減少する中でも、子どもたちが生涯に渡って継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を整える。
- (2) その環境を地域社会全体（自治体、連盟・協会、学校教育）が支え合い、地域で子どもを育てる文化を形成する。
- (3) 新しい選択の時代、新たな活動や複数種目への挑戦など、多様な関わり方を可能にする。

2 実施に向けた方針

- (1) 令和8（2026）年度から、「休日の部活動の地域展開」を本格実施します。
- (2) 地域クラブ（以下、運動部は「地域スポーツクラブ」、文化部は「地域文化クラブ」）は、教育委員会が、（一財）柏崎市スポーツ協会や文化芸術団体と連携した体制で実施します。

3 地域クラブ（スポーツ・文化）の活動概要

- (1) 休日（土・日曜日、祝日）のみの活動とします。平日は、これまでどおり学校で部活動に取り組みます。
- (2) 「部活動ガイドライン」に則した活動（土日どちらか1日、3時間程度の練習）をします。
- (3) 地域クラブは、一斉集合型（合同練習）、ブロック型（ブロックごとの合同練習）など、部員や指導者の人数、施設などの状況に合わせて実施していきます。
- (4) 活動費用（指導者謝金・保険加入料・他）は、受益者負担が発生します。地域クラブの参加費は、就学援助制度の対象外です（ユニフォーム代等については、部活動で使用する場合、適応となる）。なお、会場までの移動は、これまでの部活動での練習試合や練習会への参加と同時に、原則生徒各自（保護者送迎）です。
- (5) 中学校体育連盟（以下、中体連）各種目専門部・文化部の事務局とそれぞれが所属する競技・文化芸術団体が連携し、指導方針の一貫性や生徒の多様なニーズの実態を把握して実施します。
- (6) 指導は、実施主体から推薦された指導者と部活動指導員が行います。指導者は各競技団体の資格取得者や（一財）柏崎市スポーツ協会が実施する指導者講習を受け、認定を受けることが条件となります。
- (7) 平日の学校部活動を指導する教員で、地域クラブでの指導を希望する者は、教育委員会の許可と（一財）柏崎市スポーツ協会の指導者バンク等に登録した上で、地域指導者として指導に従事することができます。
- (8) 中体連主催や各団体主催の大会・コンクールへの参加は、地域クラブ（合同チームとして参加が可能です。それぞれの競技で異なりますので、学校からの連絡や新潟県中学校体育連盟のホームページ等で確認してください。
- (9) 学校で設置している部活動のみ、地域クラブへ移行します。

4 地域クラブ実施状況

- (1) 中学校の部活動種目の中で陸上競技、軟式野球、バレーボール、ソフトテニス、吹奏楽の5種目で実施します。
- (2) 地域クラブへの参加は自由です。また、地域クラブは、平日の部活動と同じ種目を選ぶことも可能ですし、違う種目に参加することも可能です。
*以上、令和8(2026)年度 柏崎市・刈羽村の休日の部活動地域展開実施方針より

5 地域クラブの要件

地域クラブは、市内に居住する中学生を対象とする活動を市内の施設等において行っている団体であって、次の各号の全てに該当するものとします。

- (1) 次に掲げる事項が規定された規約、会則、定款等であって、社会通念上適正であると認められるものを備えていること。
 - ア 名称
 - イ 目的
 - ウ 総会に関する事項
 - エ 次に掲げる役員又はこれらに準ずる役員の設置に関する事項
 - (ア) 代表者
 - (イ) 会計責任者
 - (ウ) 監事
- (2) 前号エに定める役員の全てが現に選任されていること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 当該団体が実施する活動の種目が、中学生の望ましい成長に資するものであり、かつ、危険度の高いスポーツ活動に該当しないものであること。
- (5) (一財) 柏崎市スポーツ協会指導者バンク、公認スポーツ指導者制度の規定に基づく認定を受けた指導人材(以下「指導人材」)が1人以上所属していること。

6 地域クラブの認定

地域クラブが地域クラブ活動を行うときは、柏崎市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱に基づき認定を受けます。

7 地域クラブ活動の原則

地域クラブは、柏崎市部活動及び地域クラブガイドラインの原則により地域クラブ活動を行います。

8 地域クラブ活動の基準

地域クラブは、次の各号の基準に従って地域クラブ活動を行います。

- (1) 地域クラブ活動の参加者に対する指導、引率等は柏崎市部活動及び地域クラブガイドラインで規定する指導人材が行うこと。
- (2) 地域クラブ活動の参加者及び指導人材を被保険者とする傷害保険及び賠償責任保険(教育委員会が求める補償内容を満たすものに限る。)に加入すること。
- (3) 地域クラブ活動を実施する日及び回数、地域クラブ活動の参加等に関する手続

き、地域クラブ活動の参加者が負担する年間登録料及び参加費並びに指導人材に対して支払う報酬の額は、教育委員会の方針のもと運営主体が指定する。

9 地域クラブ活動の計画的な実施

地域クラブは、次に各号に定めるところにより、計画的に地域クラブ活動を実施します。

- (1) 地域クラブ活動について活動方針及び指導方針を定めるとともに、これらについて参加者の保護者等(以下「保護者等」という。)に説明し、意見交換等を行うミーティングを年に1回以上、定例的に開催すること。
- (2) 各年度末までに翌年度の地域クラブ活動計画を作成し、教育委員会に提出するとともに、保護者等に周知を図り、前号のミーティングにおいて意見交換等を行うこと。
- (3) 毎月末までに翌月の地域クラブ活動計画を作成し、保護者等に周知を図ること。
- (4) 当該年度の地域クラブ活動の終了後、その実績を教育委員会に報告すること。

10 地域クラブの規模の調整

地域クラブは、その地域クラブ活動への参加者の数とその活動の規模に比して過剰となり、又は過少となったときは、教育委員会と協議の上、当該地域クラブの分割又は近隣の地域クラブとの統合をするよう努めなければならない。